

令和6年4月1日から吉野川市こども家庭センターを開設しています。妊産婦、子育て世帯の方などに、保健師、助産師、保育士などの専門職が妊娠から出産、子育てのさまざまな相談に応じます。

### ● 母子健康手帳の交付 **予約制**

交付時に保健師が個別面接(60分程度)をしますので、時間に余裕がある日を予約してください。

#### 受付日時

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
午前8時30分～午後5時15分



#### 場 所

こども家庭センター(本館1階 13番窓口)

※来庁が困難な場合や代理人が申請する場合は、ご相談ください。後日、保健師が本人と面接します。

#### 【本人が申請する場合】

##### 1. マイナンバーカード

《個人番号通知カードで申請する場合》

- ・顔写真入りの場合 1種類(運転免許証、パスポート)
- ・顔写真のない場合 2種類(健康保険証と年金手帳など)

##### 2. 妊娠初期アンケート

医療機関で未記入の場合、手続き時に記入可。

※妊娠届出書は、センターにあります。

### ● 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

低所得の妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、安心して妊娠期を過ごせるように妊娠判定のための受診の費用を助成します。

#### 内 容

妊娠判定のための受診費用の一部または全部(上限1万円)

- ・1回の妊娠につき1回の助成
- ・妊娠確定した際の初回受診料が対象(保険診療での診察および検査は助成対象外)

### ● 出産・子育て応援給付金事業

安心して出産・子育てができるよう、保健師等が妊娠届出時から面談を行い、出産・子育てに必要な切れ目ない支援につなぐ「伴走型相談支援」と経済的負担の軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施しています。

#### 時 期

- ①妊娠届出時
  - ②妊娠8ヶ月頃
  - ③こんにちは赤ちゃん訪問時 など
- ※①および③の際に「経済的支援」の申請について説明します。

### ● 妊娠・出産・子育ての相談 (無料)

妊娠・出産・子育てについて、保健師・助産師の相談を実施しています。

助産師相談は予約制ですので、事前にご連絡ください。

#### 実施場所

こども家庭センター(市役所本館1階)

#### 内 容

- ・妊娠期の生活について
- ・出産や産後にむけての準備
- ・乳幼児の身体測定
- ・授乳方法の指導 など

※希望の方には、個別のマタニティ教室を行います。



### ● 産後ケア事業



出産後1年以内の産婦とそのお子さんを対象に、産後ケア(母体のケア・乳房マッサージ等)が必要と確認され、希望される方は訪問や医療機関で産後ケアを受けることができます。

宿泊型・通所型は生後4か月未満の乳児と産婦が対象になります。

- ・宿泊型(吉野川医療センター) 2回まで
- ・通所型(吉野川医療センター) 5回まで
- ・訪問型(助産時が自宅を訪問) 1回

希望される方はこども家庭センターにお問合せください。

### ● 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事などによって、家庭での養育が困難になった児童や保護を必要とする母子を児童福祉施設等において一定の期間、養育・保護します。

#### 内 容

##### ● 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者が社会的事由により家庭において養育できない場合に利用できます。(原則7日以内)

##### ● 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事で恒常的に帰宅が夜間、休日に不在の場合に一時的に利用できます。

### ● ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の60%が支給されます。

## ● ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

### ・高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された資格を取得するため6か月以上養成機関で修業する場合、給付金が支給されます。

### 内 容

支給期間 修業する全期間(上限4年)  
給付金額 市民税非課税世帯:月100,000円  
(最終年限は月140,000円)  
市民税課税世帯 :月70,500円  
(最終年限は月110,500円)

### ・高等職業訓練修了支援給付金

入学時の負担を考慮した額を一時金として修了後に支給します。

### 内 容

市民税非課税世帯:50,000円  
市民税課税世帯 :25,000円

## ● 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子家庭・父子家庭・寡婦の生活安定のため、子どもの福祉の向上を図るため貸付を行っています。

## ● ひとり親家庭の自立支援

母子・父子自立支援員がひとり親家庭や寡婦の方が抱えているいろいろな悩みごとの相談に応じ自立のための支援や問題解決のお手伝いをします。

### 相 談 日

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
午前8時30分～午後5時15分(面接は要予約)

## ● 子育て世帯訪問支援事業

家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯に訪問支援員が伺い、家事・育児の支援を行います。

### 内 容

・家事支援:掃除、洗濯、料理、買い物の補助など  
・育児支援:保育園等の送迎  
1日2時間まで、合計で1か月20時間まで利用できます。

子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待などに関する相談まできめ細やかに対応します。

### 《児童虐待って?》

#### ○児童虐待の4つのタイプ

##### ①身体的虐待

殴る、蹴るなど体に外傷を与える行為。

##### ②性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、意図的に裸や下着姿の写真を撮る行為。

##### ③ネグレクト

適切な食事を与えない、不潔な環境の中で生活させる、登校・登園をさせない、健康診断、予防接種を受させない行為。

##### ④心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的な扱い、子どもの前で喧嘩を行う行為。

**虐待かどうか判断する時は、しつこいという**

**親の視点で考えず、こどもの視点(泣く、怯える、**

**ふるえるなど)で考えてください。**

ひとりで悩まず、いつでも相談してください。

## 吉野川市こども家庭センター のご案内



## 吉野川市こども家庭センター

〒776-8611

吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1

吉野川市役所 本館 1 階 (13 番窓口)

電話 0883-22-2267

E-mail : kodomo@yoshinogawa.i-tokushima.jp